

国見町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 1 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 2 6 号

国見町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

国見町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成25年国見町規則第22号）の一部を次のように改正する。

第44条を第45条とし、第17条から第43条までを1条ずつ繰り下げ、第16条の次に次の1条を加える。

（障害福祉サービス量の基準）

第17条 法第22条第7項に規定する障害福祉サービスの量の基準は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。